

特定非営利活動法人札幌市里親会 会員規定

第1条（会員種別）

定款第6条に基づき、会員種別を正会員・賛助会員・サポート会員とする。

第2条（入会）

正会員・賛助会員・サポート会員ともそれぞれの入会要件を満たす者が、所定の入会届けを事務局に提出することで入会手続きとし、理事会の承認を経て会員登録をされる。

第3条（正会員）

1. 札幌市及び札幌市以外の自治体で里親として登録され札幌市に居住する者で、本会の目的に賛同し且つ総会出席義務（委任状提出を含む）を果たし、里親会費及び運営協力金を納入する者を、正会員とする。
2. 正会員は、その可能な範囲において、またそれぞれの意志に基いて、里親支援を行うものとする。
3. 正会員は、里親会における様々な優待を享受できると共に、総会における発言権と表決権を有し、里親会の運営に積極的に参与する権利を行使できる。表決権は一家庭（里親家庭及びファミリーホーム）一票を行使することができる。
4. 里親会費及び運営協力金の未納が1年以上続いた正会員が、再三の要請にもかかわらず納入が認められない場合には、理事会において対応を協議する。

第4条（賛助会員）

1. 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する個人または団体で、定款付則6による賛助会費を納入する者を、賛助会員とする。ただし、賛助会員は里親会費納入の義務を負わない。
2. 賛助会員は、賛助会費を納入するによって本会を支える。
賛助会員は、里親会が主催する集会及び行事のうち、理事会が参加を認めた集会及行事に限り参加することができる。参加費用に関しては、里親会からの補助を受けることができる。
3. 賛助会員は、総会において発言権と表決権を有しないが、オブザーバーとして参加することができる。

第5条（サポート会員）

1. 里親を経験した者や、学生、一般社会人で、里親会の活動に理解を示し、協力を申し出る者を、サポート会員とする。
2. サポートの内容は、里親会活動の補助、託児、寄付等である。ただし、サポート会員は里親会費納入の義務を負わない。

3. サポート会員として登録された者は、里親会が主催する集会及び行事のうち、理事会が参加を認める集会及び行事に限って参加することができる。また、参加費用に関しては、里親会からの補助を受けることができる。
4. サポート会員は、総会において発言権と議決権は有しないが、オブザーバーとして参加することができる。

第6条（除名）

1. 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会に出席した理事の3分の2以上の多数による議決を経て除名することができる。ただし、執行に関しては、十分な調査と慎重な検討を重ねた後に判断し、履行するように心がけなければならない。
 - (1) 里親会の社会的名誉を著しく毀損した場合
 - (2) 里親会活動を故意に妨害する行為を繰り返す場合
 - (3) 会則に故意に違反した場合
 - (4) その他、理事会において除名が相当であると判断された場合

第7条（会員資格の一時停止）

1. 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会に出席した理事の3分の2以上の多数による議決を経て会員資格の一時停止することができる。ただし、執行に関しては、十分な調査と慎重な検討を重ねた後に判断し、履行するように心がけなければならない。
 - (1) 会費及び運営協力金の納入未納が1年以上続いた場合
 - (2) 総会出席義務を怠った場合

第8条（会員資格停止に伴う権利及び義務）

1. 会員が本会細則第7条の規定によりその資格を停止されたときは、本会における会員としての権利を失うとともに義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、既に収められた里親会費、運営協力金、寄付金、その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

第9条（退会等について）

1. 会員が退会する場合は次の事由による。
 - (1) 会員が死亡した場合
 - (2) 正会員の里親登録が抹消された場合
 - (3) 会員より退会の申し出があった場合

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。

特定非営利活動法人札幌市里親会 役員推薦委員会規定

第1条（役員推薦委員会の設置）

1. 理事会は、理事及び監事が任期満了を迎える数ヶ月前を目安に役員推薦委員会を設置する。
2. 前項規定にかかわらず、年度途中であっても役員が辞任が生じ、理事会が役員補充の必要を認めた場合に、または定款第18条の規定による場合に、役員推薦委員会の設置を行う。
3. 役員推薦委員会は、正会員の中から理事会によって選ばれた3名、理事長または副理事長の内1名、事務局長、監事2名の計7名で構成し、監事が同委員会委員長及び書記を務める。

第2条（役員推薦・選任・選出手続き）

1. 役員推薦委員会は、次の要領にて役員候補者を選定し理事会に推薦をする。
 - (1) 正会員の中から次期役員候補として自薦をする者及び他薦される者を募る。他薦は、正会員による推薦に限る。
 - (2) 同委員会は、(1)の者を含む全正会員の中から、次期理事及び次期監事を区別して選定し、これを理事会に推薦する。役員推薦に当たっては定款第15条3項4項5項の規定に従い、更に理事の推薦に当たっては各地区に理事が置かれるよう配慮すると同時に、来る年度の運営に支障を生じさせない為に、現理事の一部を次期理事として推薦する。
2. 理事会は、同推薦委員会の推薦が公正かつ適切であることを確認後、役員候補者を決定し、総会に提案を行う。なお、この推薦の公正性に疑義があり適切性を欠くものであると理事会が判断した場合には、その旨を同推薦委員会に伝え、細則第2条1に従って再推薦を行わしめる。
3. 総会は定款15条1に従い、理事及び監事を選任する。総会によって一部または全部の理事及び監事を選任が得られなかった場合には、選任の得られなかったところの一部または全部を役員推薦委員会に差し戻し、細則第2条1に従って再推薦を行わしめる。
4. 総会において選任された理事は、直ちに理事会を構成し、出席理事の無記名投票による互選をもって理事長を選出する。理事長は、副理事長を指名選出する。理事長選出の投票管理には監事及び事務局長がこれに当たる。

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。

特定非営利活動法人札幌市里親会 役員報酬および役員活動費用弁償の規定

第1条（無報酬の原則）

1. 役員は無報酬とする。この規定は、本会の運営が、その目的を達成する為の会員による無償ボランティアによって担われることに由来する。

第2条（活動費用の弁償）

1. 理事・監事の理事会出席に付き、交通費として1,000円を弁償する。
2. 理事・監事が職務執行のために要した費用を弁償する。この規定は事務局長の職務執行にも適用される。

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。

特定非営利活動法人札幌市里親会 事務局規定

第1条（事務局の設置）

1. 理事会は職務執行のために、定款第21条1の事務局長その他の職員を置き、事務局を構成することができる。

第2条（事務局長に関わる規定）

1. （選任）理事会は、本会の業務が遅滞なく継続できるよう適切な人材を選び、事務局長として選任する。
2. （職務）事務局長は、理事会に出席し、理事会の委託によって本会の事務を統括する。
3. （報酬）事務局長は、法人職員としての報酬を受けることができる。報酬額は理事会において決定する。ただし、運営が無償ボランティアによって担われる本会の性格上、事務局長は報酬を辞退することもできる。

第3条（里親支援専門相談員の受け入れ）

1. 理事会は、里親支援の一環である事務局業務の一部を里親支援専門相談員に委託することができる。

第4条（事務局職員）

1. 理事会は必要に応じて有給事務職員を雇用することができる。ただし、その運営が無償ボランティアによって担われる本会の性格上、無給事務職員を置くことも出来る。事務職員の雇用は有期雇用とする。
2. 事務職員の労働条件については、雇用契約書に規定する。
3. 本会の性格上、職員には必要な範囲での守秘義務が課せられる。

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。

特定非営利活動法人札幌市里親会 受託事業・独自事業担当員規定

第1条（受託事業及び独自事業に携わる職員）

1. 本会は、札幌市から受託した事業及び本会独自事業において有給職員を置くことができる。その職員の労働条件については、労働協約または就業規則または雇用契約書に従う。

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。

特定非営利活動法人札幌市里親会 会費等規定

第1条（ファミリーホームを運営する正会員の運営協力金）

定款附則6に関わらず、ファミリーホームを運営する正会員については、運営協力金を委託児童1人目2,000円、2人目も同様に2,000円、3人目以降1,000円（委託期間中月額）とする。

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。

特定非営利活動法人札幌市里親会 細則改定規定

本会の細則改定は、定款第 54 条の規定により、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めるものとする。

附 則

この規定は、2021（令和3）年3月18日から施行する。